お問い合わせはこちらへ

入国手続や在留手続等に関するお問い合わせ

●外国人在留総合インフォメーションセンター

TEL 0570-013904

https://www.moj.go.jp/isa/ consultation/center/index.html



●地方出入国在留管理局

https://www.moj.go.jp/isa/about/ region/index.html



技能実習制度に関するお問い合わせ

●外国人技能実習機構コールセンター

Tel 03-3453-8000 https://www.otit.go.jp/contact/



※申請に対する進捗確認などの個別事案や様式の具体的な記載に係る相談 など解釈が必要となるお問い合わせについては、内容に応じて、本部又は 地方事務所(支所)の各窓口にご連絡ください。

在留手続、労働関係法令、就職支援、人権相談等に関するお問い合わせ

●外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)

Tel 0570-011000

https://www.moj.go.jp/isa/support/ fresc/fresc01.html



※外国人在留支援センターには、外国人の在留支援に関連する4省庁8 機関(東京出入国在留管理局、東京法務局人権擁護部、法テラス等)が ワンフロアに入居し、入居機関が連携しながら、外国人からの相談対応、 外国人を雇用したい企業の支援、外国人支援に取り組む地方公共団体

の支援などの取組を行っています。

●地域の相談窓□一覧

https://www.moj.go.jp/isa/content/ 930004512.pdf



●ワンストップ型相談センター

外国人総合相談支援センター(東京)

TEL 03-3202-5535

外国人総合相談センター(埼玉)

Tel 048-833-3296

多文化共生総合相談ワンストップセンター(浜松)

Tel 053-458-1510

https://www.moj.go.jp/isa/ consultation/center/index.html



生活・就労ガイドブック

~日本で生活する外国人の皆さんへ~

日本に在留する外国人が安全・安心に生活・就労 できるようにするために必要な各種手続や制度 多言語で掲載しています。

https://www.moj.go.jp/isa/ support/portal/guidebook_all.html



外国人や支援者に有用な各省庁の情報を、カテゴ リ別に多言語でお知らせするウェブサイトです。

https://www.moj.go.jp/isa/ support/portal/index.html



在留支援のための やさしい日本語ガイドライン

「やさしい日本語」は、相手に配慮したわかりやす い日本語のことです。書き言葉、話し言葉のそれ ぞれについて、やさしい日本語活用 回覧 のポイント等を紹介しています。

https://www.moj.go.jp/isa/support/ portal/plain japanese_guideline.html



不法就労防止に係る取組

出入国在留管理庁では、安全・安心な社会の実現のために、摘発の強化や安全かつ確実な強制送還の実施、不法就 労防止及び出国命令制度の更なる周知に関する広報活動などにより、不法滞在者の縮減に努めています。なお、令 和6年の地方出入国在留管理官署における摘発件数は、1,320件でした。



外国人を雇用する事業主の皆様へ

外国人の 適正な雇用に ご協力ください

日本人と外国人が互いを尊重し、

安全・安心に暮らせる共生社会を実現するためには、

資料5

●外国人の人権に配慮しながら、ルール にのっとって外国人を受け入れ、適切な 支援等を行っていくこと

●ルールに違反する者に対しては厳正に 対応していくこと

が重要です。

不法就労防止にご協力ください

不法就労とは? 不法就労となるのは、次の3つの場合です。

- 不法滞在者や被退去強制者が働くケース
- (例)・密入国した人や在留期限の切れた人が働く
- ・退去強制されることが既に決まっている人が働く
- 就労できる在留資格を有していない外国人で 出入国在留管理庁から働く許可を 受けていないのに働くケース
- (例)・観光等の短期滞在目的で入国した人が許可を受けずに
 - ・留学生や難民認定申請中の人が許可を受けずに働く
- 外国人の方が現に有している在留資格等で 認められた範囲を超えて働くケース
- (例)・外国料理のコックや語学学校等の先生として働くこと を認められた人が工場で作業員として働く
 - ・留学生が許可された時間数(原則週28時間以内)を超

事業主も処罰の対象となります!!

- ●不法就労させたり、不法就労をあっせんした人(不法就労助長罪)
- →3年以下の懲役・300万円以下の罰金
- ※外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留 カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。
- ●不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主
- →退去強制の対象
- 外国人の雇用又は離職について、ハローワークへの届出をしなかったり、虚偽の届出をした人
 - →30万円以下の罰金

在留カードの記載事項を確認してください。

在留カードは、企業等への勤務や日本人との婚姻などで、入管法上の在留資格をもって適法に我が国に中長期間滞在する外国 人の方が所持するカードです。旅行者のように一時的に滞在する方や不法滞在者には交付されません。

特別永住者の方を除き、在留カードを所持していない場合は、原則として就労できません。その例外も含めて、在留カードの 見方については、次のページをご参照ください。



在留カードの見方





在留カード表面の「就労制限の有無」 欄を確認してください。

「就労不可」の記載がある場合

- →原則雇用はできませんが、ポイント②を確認してください。
- ※一部就労制限がある場合
- ⇒制限内容を確認してください。次のいずれかの記載が あります。
- ① 「在留資格に基づく就労活動のみ可」
- ② 「指定書により指定された就労活動のみ可」 (在留資格「特定活動」)

(②については法務大臣が個々に指定した活動等が記載 された指定書を確認してください。また、①について、 在留資格が「特定技能」の場合は、②と同様に指定書を 確認してください。)

- ※難民認定申請中であっても、有効な在留カードを所持し ていない場合や在留カードに「就労不可」と表示されて いる場合は雇うことはできません。
- ※「就労制限なし」の記載がある場合
- →就労内容に制限はありません。



在留カード裏面の「資格外活動 許可欄 を確認してください。

ポイント①で「就労不可」又は「在留資格に基づく就 労活動のみ可」の方であっても、裏面の「資格外活動許 可欄」に次のいずれかの記載がある方は、就労すること ができます。

ただし、就労時間や就労場所に制限があるので注意 が必要です。

- ① 「許可(原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く。)」 (複数のアルバイト先がある場合には、その合計が 週28時間以内でなければなりません。)
- ②「許可(「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、 「技能」に該当する活動・週28時間以内)」 (地方公共団体等との雇用契約に基づく活動であ る必要があります。)
- ③ [許可(資格外活動許可書に記載された範囲内の活動)] (資格外活動許可書を確認してください。)





在留カード等の番号が失効していないか確認することができます。

下記のページをご活用ください。なお、確認結果は、在留カード等の有効性を証明す るものではありません。昨今、実在する在留カード等の番号を悪用した偽造在留カード 等も存在するため、確認結果にかかわらず、下記「「在留カード」及び「特別永住者証明書」 の見方」や「在留カード等読取アプリケーション」のほか、「動画ライブラリー」において、 アプリの操作方法や在留カード等の目視による真偽の判断方法を紹介する映像を公開 していますので、あわせてご活用ください。

偽変造が疑われる在留カード等を発見した場合には、最寄りの地方出入国在留管理 局にお問い合わせください。

在留カード等番号失効情報照会ページ https://lapse-immi.moj.go.jp/

https://www.moj.go.jp/isa/publications/

publications/nyuukokukanri01_00182.html

https://www.moj.go.jp/isa/

content/930001733.pdf



https://www.moj.go.jp/isa/ applications/procedures/ rcc-support.html

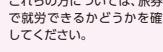


このアプリを使用し、読み取った情報と、券面 に記載された情報を見比べることで、偽変造さ れていないかを簡単に確認することができます。 アプリは、サポートページ(上記URL)や各アプ リケーションストアから入手できます。

これらの方については、旅券等 で就労できるかどうかを確認

※特に、「留学」「研修」「家族滞在」「文 化活動」「短期滞在」の在留資格を もって在留している方については、 資格外活動許可を受けていない限 り就労できませんのでご注意くだ さい。

在留カード等読取アプリケーション



在留カードを所持して

できる場合がある方

●旅券に後日在留カードを交

● [3月]以下の在留期間が付与

「外交」「公用」等の在留資格

付する旨の記載がある方

いなくても就労

された方

が付与された方

外国人の適正な雇用のために注意すべきポイント

外国人の適正な雇用のためには、在留カードの確認等、出入国管理関係法令等の関係法令を遵守することが必要です。 また、外国人労働者との間で起こるトラブルの一因として、本国と日本の間の文化等に関するギャップ、来日前後 の認識のギャップなどが挙げられます。特に注意すべきポイントは以下のとおりです。

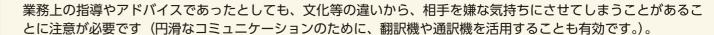
雇用契約期間、労働時間、業務内容、給料の仕組みや控除の理由などを あらかじめ丁寧に説明してください。

給料の支払いの仕組みが日本と違っていたり、控除の制度がなかったりする国もあります。具体的な控除の額や手 取りの額を示すなど、具体的な金額について、本人が理解できる方法で説明するよう心がけてください。また、雇 用条件等については、労働関係法令に違反することがないよう注意してください。

パワハラ・セクハラなどの不適正な行為が行われないようにしてください。

業務上の必要な指導等であったとしても、暴言や脅迫(例:指示に従わなければ解雇する旨の発言等)、暴行(例: 殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等)といった行為は許されません。

異文化への理解を深め、お互いを尊重することで 誤解が生じないようにしてください。



外国人を雇用した時の届出

●事業主の方からハローワークへの届出

外国人(「特別永住者」、在留資格「外交」及び「公用」は除く。)を雇用する事業主の方は、労働施策総合推進法に基 づく外国人雇用状況の届出が義務づけられています。外国人を雇用した場合や外国人が離職した場合、ハローワー クへ届出をしてください(この届出を怠ると罰則の対象となります。)。



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/todokede/index.html

外国人本人から出入国在留管理庁への届出

外国人本人には、在留資格に応じ、入管法に基づく所属機関に関する届出が義務づけられています。 新たに雇用 等の契約を締結した場合や別の所属機関に移籍した場合などには、同届出の必要性について、ご本人に案内いた だくようお願いします。



https://www.moj.go.jp/isa/content/001342898.pdf

監理措置や仮放免は在留資格ではありません。

監理措置決定や仮放免許可を受けた外国人は、退去強制手続中の立場であるため、原則として就労することはでき ません。

ただし、監理措置決定を受けた外国人は、退去強制令書発付前に限り、生計の維持に必要な範囲内で、就労先を指定 するなど一定の厳格な要件の下で、例外的に就労が許可されることがあります。就労の可否については同人が所持し ている監理措置決定通知書の記載を確認してください。

なお、監理措置や仮放免のいずれにおいても、就労の可否に疑義がある場合は最寄りの地方出入国在留管理局にお 問合せください。

※監理措置決定を受けた外国人(被監理者)を雇用する場合も、事業主の方は、労働施策総合推進法に基づく外国人雇用状況の届出が 義務づけられています。

監理措置に関するQ&Aはこちら▶ https://www.moj.go.jp/isa/08_00051.html

